

2010年9月9日

岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県生活協同組合連合会
会長理事 加藤 善正

灯油に関する要請書

謹啓 初秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岩手に住む私たちにとって暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠くことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることがすべての県民の願いです。

しかし、一昨年からの石油製品の高騰は異常であり、まったく様相が変わってしまいました。いまや「原油は金融商品化」し、「投機マネー」によって消費者は異常な価格に翻弄されることになりました。経済産業省の08年エネルギー白書では「原油は世界的な実需では妥当な価格は概ね1バーレル50～60ドル程度と見積もれる」としていますが、この5月には87ドル台に高騰し、現在も70ドル以上の高値をつけています。「投機マネー」の規制強化が一層必要であり、日本の積極的な対応が求められます。

国内の灯油価格も、石油元売会社は今年6月から卸価格の算定方式を改定し、元売会社主導の値決めが強まってきています。そのため、空前の円高にある今の状況下でも、昨年より高い価格でシーズンインするのは確実であり、くらしや地域経済が一層きびしくなる中、家計への負担増が心配です。特に、高齢者や生活弱者に対しては、08年のように「福祉灯油」としてあたたかい支援がぜひ必要です。

つきましては、県民の生活を守るために、岩手県として以下の対策を行っていただくよう、強く要請します。

謹白

記

1. 岩手県として、生活弱者支援として「福祉灯油」への補助などの実施・拡充の対策を講じること。
2. 国に対して、以下の内容の働きかけを行うこと。
 - 1) 需給を反映した原油価格となるよう、日本が率先して各国と連携し、「投機マネー」の規制を推進すること。
 - 2) 国内の石油元売会社に対して、意図的な在庫削減や出荷規制、便乗値上げが行われないう、効果のある対策を講じること。特に、「灯油独歩高」が際立っており、社会的・経済的弱者にとっての「必需品」が、他油種より高いという状況は改善させるべきです。
 - 3) 「新しい石油行政」施策の必要性を申し入れること

政府は、1996年3月、特定石油輸入暫定措置法を廃止し、1997年6月には、石油流通における「行政不介入」を旨とする報告書をまとめました。こうした規制緩和の進行により、私たちのくらしはますますきびしくなり、灯油価格の高騰がさらに家計を圧迫しています。一方で国は石油関連予算として年間2,000億円を超える予算を使っており、適正価格と安定供給のために、行政の責任や役割をもっと発揮すべきです。

以上。